

「社会主義市場経済」と所有権制度*

——「機能的社会主義」と「機能的資本主義」——

竹 下 公 視

要 旨

所有を「制御域」の問題と捉える立場から、「社会的制御能」の概念によって構想される「所有構造の理論」を取り上げ、その観点から中国の「社会主義市場経済」の実態の把握を試みた。得られた結論は、つぎの5点である。(1) まず、改革開放以降の中国の所有権改革は農村部の土地所有制度改革と都市部の国有企業改革を中心に進められ、その第1段階は所有権と使用权を分割する「二権分離」から始められて、現在は、農村部においては所有権・請負権・経営権の、都市部の企業においては所有権1・所有権2・経営権の「三権分離」の段階にあり、これが「社会主義市場経済」に対応する所有権構造であること。(2) 所有権改革の第1段階と第2段階が「機能的資本主義」（ないし全体主体と部分主体間での内容分割型の「第2種複合体制」）の導入と進化（深化）に対応していること。(3) 「社会主義市場経済」は「所有権」ベースではなく「使用权」ないし「経営権」ベースの極めてユニークな市場経済システムであり、可能性と同時に危険性を内包すること。(4) こうした固有の経済システムを生み出した根本要因が、中国固有の法のあり方（「社会的保障・禁制」のメカニズム）にあること。(5) 最後に、現代中国の所有権構造の実像は、こうして「制御域」（「制御能」）の問題として捉えることによって初めて見えてくる性質のものであること。以上の5点である。

キーワード：社会主義市場経済；機能的資本主義；所有権改革；使用权；制御域；実物域
経済学文献季報分類番号：02-60；02-10；02-20；01-10

はじめに

近年の目覚ましい中国経済の台頭を受けて、資本主義の多様性をめぐる議論が活発化している¹⁾。しかし、伝統的に経済体制論（経済システム論）の図式にしたがえば、今日の中国の経済体制は、国有（公有）・市場の「市場社会主義経済」、中国式に言えば、「社会主義市場経済」である。資本主義と社会主義を決定的に分けるのは、所有制度、すなわち国有（公有）か私有かである。実際、今日の中国では「社会主義市場経済」は公有制を主体とする体制で

あるとされている。つまり、「社会主義市場経済」の「社会主義」は「公有制を主体とする」ということで担保されているといえる。

このように、現代中国における「社会主義市場経済」を規定する最大の要因は所有制度にあると考えられる。そこで、本稿では、経済システムを構成する中心的な要素である所有制度に焦点を当て、所有の問題を「実物域」(real sphere)ではなく「制御域」(control sphere)の問題として捉える立場²⁾から、現代中国の「社会主義市場経済」の実態を解明してみることにはしたい。

I. 所有権制度分析のための枠組み³⁾

ここでは、所有の問題を「制御域」の問題として捉える立場から、学問的にもっとも体系的で包括的な議論を展開している吉田(1981)の「所有構造の理論」(「社会的制御能の理論」)を取り上げ、現代中国の「社会主義市場経済」の実態の分析・考察に供することにしよう。

1. 「社会的制御能」の分析枠組み⁴⁾

「所有構造の理論」⁵⁾の出発点は、社会システムを「複数主体の情報処理ならびにそれによって制御される複数主体の資源処理のシステム」であると理解するところにある。この社会システムの理解から、「社会的制御能」という概念が「所有構造の理論」における基礎範疇として浮かび上がってくる。「社会的制御能」の概念は、歴史上存在する多種多様な所有関連事象を統一的に分析するための所有論の基礎範疇である。

「社会的制御能」の「制御能」とは「制御可能性」の略語であるが、まず「制御能」それ自体は「社会的制御能」と「技術的制御能」に区分され、前者が「社会的に保障または禁制された制御能」(「制御の社会的可能性または不可能性」)であり、後者は「技術的に実現可能または不能な制御能」(「制御の技術的可能性または不能性」)である。社会経済システムを考える上で、両者の区別は必要かつ不可欠であるが、ここでは前者の「社会的制御能」に焦点が当てられる。「社会的制御能」は「一定の社会システムにおいて社会的に保障または禁制された、一定の主体の、一定の客体(資源)に対する、一定の自律的な関係行為の可能性の集合」として定義される。「社会的に保障された制御能」が「正の制御能」で、「社会的に禁制された制御能」が「負の制御能」である。社会的制御能の分析枠組みは、この定義にもとづいて、表1に示すように制御能の「社会的保障・禁制」・「主体」・「客体」・「内容」・「帰属」という5つの基本概念によって構成される。

表1 「社会的制御能」の分析枠組み：5つの基本概念

(1)制御能の社会的保障・禁制：社会規範および／または社会的勢力による保障ないし禁制
(2)制御能の主体：個人、家族、企業、自治体、国家、国際的ブロック、人類社会
(3)制御能の客体：物的資源、情動的資源、他者としての人的資源、自己の人的資源、関係的資源
(4)制御能の内容：①領域：支配能（使用・収益・処分など）、支配－帰属能、帰属－帰属能 ②局面：採択局面（拒否局面も）を含む場合、採択局面を含まないが拒否局面を含む場合（例えば、拒否権）、採択拒否局面を含まない場合（発議・立案・協議修正・執行など） ③水準：上級決定、中級決定、下級決定（上級性・中級性・下級性）
(5)制御能の帰属：①（非）排他性：完全排他的帰属、不完全（非）排他的帰属、完全非排他的帰属 ②期間：長期性－短期性（ないし永続性－非永続性）

まず第1に、制御能は「社会規範および／または社会的勢力」によって「社会的に保障・禁制」される。社会規範は、国家法と非国家法的規範に二分され（あるいは、国際法を加えれば三分され）、一定の自律的關係行為はそれら社会規範によって「承認」されるか「否認」される、あるいはそのいずれでもない「無記」の3つのケースに分かれる。さらに、一定の自律的關係行為は、社会規範との関連とはかかわりなく、事実として「可能」か「不能」かを問うことができる。したがって、国家法と非国家法的規範それぞれの次元において「承認」・「無記」・「否認」の3ケースが存在し、事実の次元において「可能」・「不能」の2つのケースが存在するので、それらを単純に掛け合わせれば、制御能の社会的保障・禁制について18タイプの形態を得ることができる⁶⁾。これらのなかには、国家法・非国家法的規範・事実の3つの次元の間で矛盾を内包し、その意味で不安定な制御能の形態が10タイプ含まれているが、社会の変動期にはそれはむしろノーマルな状態であり、社会経済システムの変動や変革を考える際には重要な含意を持ってくる。

第2に、「制御能の主体」は、個人に始まって、家族、企業、自治体、国家、国際ブロック、人類社会にいたるまで、さまざまなレベルのものが存在する。たとえば、全体主体と部分主体、あるいは上位主体と下位主体のような二分法や、個人・中間集団・全体社会のような三分法などが考えられるが、ここで注目しておくべきことは、個人・家族と国家とを媒介する中間集団として、企業などのアソシエーションに力点を置く「産業主義的（職能主義的）発想」と自治体に代表されるコミュニティを重視する「地域主義的発想」の2つのタイプが考えられ、今日後者のタイプの重要性が急速に増大してきているということである。

第3に、「制御能の客体」となる資源には、物的資源、情動的資源、他者としての人的資源、自己の人的資源、および関係的資源の5タイプが分類される。ここでは、制御能空間のあらゆる領域で官僚制組織が決定的な位置を占めるようになった現代社会において、「集約制御

能」（「制御能集合」と定義される「地位」という関係的資源の重要性が著しく増大していることが強調される⁷⁾。

第4に、「制御能の内容」とは、社会的制御能の定義にある「一定の自律的な関係行為の可能性の集合」のことである。ただし、関係行為そのもの（「現実態」と関係行為の可能性（「可能態」とは別物であり、前者は制御そのもので、後者が制御能である。なお、制御能の「内容」と上記の制御能の「客体（資源）」を合わせて、制御能の「対象」と呼ばれる⁸⁾。

「制御能の内容」をなす「自律的な関係行為の可能性」は、「領域」・「局面」・「水準」の3つの視点から分割される。まず、「関係行為の領域」は、法的には占有、使用、収益、処分（あるいは、管理、利用、処分）などの区分が存在するが、ここでは「支配能」・「帰属能」に二分割、あるいは「支配能」・「支配-帰属能」・「帰属-帰属能」に三分割される。「支配能」とは、客体に関する使用、管理、収益など、「すべての実質的な関係行為の可能性の総称」で、その「支配能」を自己もしくは他者に帰属させる可能性が「支配-帰属能」（賃貸や転貸など）である。さらに、その「支配-帰属能」を他者に帰属させる可能性が「帰属-帰属能」（相続や譲渡など）である。ここで、「支配能」のみの場合が「制御能領域の1階性」、「支配能」に「支配-帰属能」を含む場合が「制御能領域の2階性」、そして「制御能」と「支配-帰属能」に「帰属-帰属能」まで含む場合が「制御能領域の3階性」と呼ばれる。つぎに「関係行為の局面」は、決定局面（発議・立案・協議修正・採択拒否など）の自律性の視角から、採択局面を（したがって拒否局面も）含む場合、採択局面を含まず拒否局面を含む場合（例えば、拒否権）、そして採択拒否局面を含まない場合（発議・立案・協議修正・執行など）の3つに区分される。最後に「関係行為の水準」は、一般的・抽象的な基本方針の決定からより特殊化・特定化されたものの決定を経て個別的・具体的な細目の決定にいたる、上級・中級・下級決定（自律的な関係行為の上級性・中級性・下級性）の3つの決定に分割される。

最後に、第5の「制御能の帰属」は、帰属の「排他性-非排他性」を規準にして、「完全排他的な帰属」、「不完全排他的ないし不完全非排他的な帰属」、および「完全非排他的な帰属」の3つの様式に区別される⁹⁾。こうした排他性-非排他性の「帰属様式」のほかに「帰属期間」（制御能の存続期間）の長期性-短期性（ないし永続性-非永続性）も重要である。

以上が、制御能分析のための基本概念の構成である。つぎに問題となるのは、制御能一般のなかで「所有」なる制御能形態をいかに確定するかである。この問題に対しては、社会的制御能に関する5つの基本概念のなかから「制御能の帰属」と「制御能の内容」の2つが「所有」なる制御能形態を特定する規準として採用され、表2に示されるように「所有性-準所有性の4次元」と呼ばれる視点に基づいて「科学的所有概念」¹⁰⁾が多次元的に構成される。そこで、ひとつの可能性として「科学的構成概念」としての「所有」を「4次元すべてにおいて所有

表2 「所有性—準所有性の4次元」

(1)第1次元:	①「制御能対象」の「完全排他的帰属」=所有的
(対象)	②「制御能対象」の「不完全排他的帰属」=準所有的
	③「制御能対象」の「完全非排他的帰属」=脱所有状態)
(2)第2次元:	①「制御能領域」の「3階性」=所有的
(内容)	②「制御能領域」の「2階性」=準所有的
(3)第3次元:	①「制御能局面」の「採択性」=所有的
(内容)	②「制御能局面」の「拒否性」=準所有的
(4)第4次元:	①「制御能水準」の「上級性」=所有的
(内容)	②「制御能水準」の「中級性」=準所有的
	(「制御能の帰属期間」の「長期性—短期性」=所有的—準所有的)

的と規定される制御能」と定義し、「準所有」を「4次元すべてにおいて、少なくとも準所有性の条件をみだす制御能」と定義すると、自律的な関係行為としての制御能空間は、「所有」・「準所有」・「その他の制御能」と3つに分類されることになる¹¹⁾。

2. 「所有構造の理論」(「制御能構造の理論」)¹²⁾

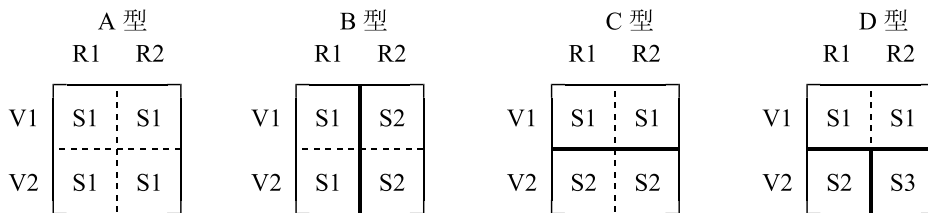
上述の「社会的制御能」の分析枠組みを前提として、いよいよ「制御能構造」そのものが問題となる。「制御能構造」とは、「制御能空間」(制御能の主体・客体・内容・帰属の全体集合)の構造ないし編成様式のこと、第1次構造と第2次構造の2つの制御能構造が提示される。「第1次制御能構造」は、「制御能の主体・客体・内容・帰属という4要素間の持続的・定型的な結合(ないし結合パターン)」であり、「第2次制御能構造」は、「関係行為の自律性—他律性の持続的・定型的な主体間での配分(ないし配分パターン)」である。

まず、「第1次制御能構造」の「生成原理」は、制御能の主体・客体・内容・帰属という4要素の「包括化と分割化」に求められる。すなわち、制御能主体の包括化と分割化、制御能客体の包括化と分割化、制御能内容の包括化と分割化、そして制御能帰属の包括化と分割化である。第1に、制御能主体の包括化と分割化は、上位主体と下位主体間での包括化—分割化と同位主体間での包括化—分割化の2つの基本形態に分かれる。第2に、制御能客体の包括化と分割化は、客体となる各資源間での包括化—分割化と各資源内部での包括化—分割化に分かれる。第3に、制御能内容の包括化と分割化は、関係行為の領域の包括化—分割化(すなわち支配能と帰属能との間での包括化—分割化、各種の支配能の包括化—分割化、および各種の帰属能の包括化—分割化)、関係行為の局面の包括化—分割化、および関係行為の水準での包括化—分割化の3つの基本形態に分かれる。最後に、制御能帰属の包括化と分割化は、被帰属主体の包括化—分割化(=「排他化—非排他化」)と帰属期間の包括化—分割化(=

「永続化－非永続化」ないし「長期化－短期化」の2つの形態を含んでいる。

「第1次制御能構造」は、以上のように多次元・多段階の包括化－分割化によって生成されるため、極めて複雑な印象を与えるが、図1のように、2つの客体、2つの内容、および完全排他的帰属を前提とした単純な生成モデルが例示されている。これによって、実際にどのような所有権制度が視野に入れられているのかを理解することができる。A型は客体包括・内容包括型、B型は客体分割・内容包括型、C型は客体包括・内容分割型、そしてD型は客体混成・内容分割型の制御能構造（所有構造）を示している。

図1 「第1次制御能構造」の簡単な生成モデル



注) S、R、Vはそれぞれ所有主体、所有客体、所有内容を表す。また、枠内の破線は「包括化」を、実線は「分割化」を示す。

出所) 吉田 (1981) 232 ページ、加筆・修正。

制御能の主体・客体・内容・帰属のタイプによって、さらに多くの変異を生成することは可能であるが、図1に示された生成モデルに即した分かり易い事例を挙げれば、A型（客体包括・内容包括型）の事例としては、理念的な集権的社會主義における国有が当て嵌まる。この場合、S1は国家（あるいは、集団）である。B型（客体分割・内容包括型）は、近代市民社會の絶対的な近代的所有権がその典型である。C型（客体包括・内容分割型）は、たとえば現代資本主義に典型的な所有と經營の分離の場合で、V1は株主権、V2は經營權を、S1は所有者、S2は經營者を示している¹³⁾。また、D型（客体混成・内容分割型）は、社會主義の分権化にみられたもので、國家の所有権と國有企業の管理運營權との分離を示す型である。この場合、V1は上級決定權（所有權）、V2は中・下級決定權（管理運營權）、S1は國家、S2、S3は國有企業を意味する。なお、全体主体と部分主体（ないし上位主体と下位主体）の間での「客体分割型の所有構造」と「内容分割型の所有構造」は、それぞれ「第1種複合体制」と「第2種複合体制」と呼ばれ、さらに後者では、領域分割型、局面分割型、および水準分割型の3形態が生成可能である¹⁴⁾。

つぎに、「第2次制御能構造」の「生成原理」は、關係行為の「自律性－他律性」に求められる。この「自律性－他律性」は、表3に示されるように、「単独決定・共同決定・委任決定・被

強制決定」という「意思決定の対他的様式の4段階尺度」によって把握され、生成可能な「第2次制御能構造」は4つの基本形態に区分される（なお、「自律性－他律性の4段階尺度」は、個人主体の決定から最上位の集団主体の決定まで反復して適用される）。第1型は単独決定の併存型で、分割された客体に対する内容包括的ないし内容分割的な制御能が主体 X、Y それぞれに完全排他的に帰属する場合（市民社会と市民的自由の原理）、同一の客体に対する異なる内容分割的な制御能が主体 X、Y それぞれに完全排他的に帰属する場合（同一の土地に対する上級所有権と下級所有権の併存や領域分割型の第2種複合体制など）、同一の客体に対する同じ内容分割制御能が主体 X、Y それぞれに非排他的に帰属する場合（社会的共通資本の非排他的な利用権など）といった下位形態を含んでいる。さらに、現代社会において著しく重要性が高まってきているのは、「デモクラティックな原則」に基づく第2型（参加）と、「テクノクラティックな原則」に基づく第3型（委任）である。労働者の経営参加や自主管理、住民参加や消費者参加は第2型に属するが、大規模・複雑化・専門化した現代社会においては第3の委任も必要かつ不可避なものとなっている。

表3 「第2次制御能構造」の基本形態

タイプ	主体 X	主体 Y
第1型	単独決定	単独決定
第2型	共同決定（参加決定）	
第3型	被委任決定	委任決定
第4型	強制決定	被強制決定

出所 吉田（1981）235 ページ。

最後に、「押しとどめようのない歴史の流れ」として、(1)「内容分割所有化」の流れ（所有と経営の分離など）、(2)「準所有化」の流れ（労働者の経営参加や自主管理など）、および(3)「脱所有化」（＝「総有的形態の復活」）の流れ（社会的共通資本における一般市民の「非排他的」な利用権能の確立など）の3つの流れが挙げられる。そして、部分主体と全体主体の組織的統合をめぐる

今日的課題に対しては「第1次制御能構造」の観点から、①「第1種複合体制」による統合（客体分割型統合）、②「第2種複合体制」による統合（内容分割型統合）、および③部分主体と全体主体を媒介する中間集団による統合（企業等の職能集団と自治体等の地域集団との最適ミックス）を主張し、「第2次制御能構造」の観点から、④参加体制と委任体制の「対抗的相補性」の確立が強調されている。

以上が、吉田の「所有構造の理論」（「制御能構造の理論」）の概要である。

II. 中国の土地制度

I 節で扱った「所有構造の理論」は「制御構造の理論」として展開されている。つまり、「制御域」における「制御能」一般と所有概念は等値ではなく、「制御域」における「制御能」

のなかでも厳しい条件をクリアした「制御能」が所有権概念である。つまり、「制御能」のなかでも限定された強力な「制御能」が所有概念に相当する。したがって、ここでは、とりあえず「制御能」と所有概念を等値と仮定して、現代中国の所有制度の現状を把握・整理することから始めることにしたい。

1. 国家所有と集団所有¹⁵⁾

現代中国の所有問題を扱うに際して、まず所有問題の基本となる土地所有の問題から取り上げることにしたい。現代中国の土地所有制度は、1982年の「現行憲法」（第10条）や1986年の「土地管理法」（第2条）において、都市地域の「国家土地所有権」（全人民所有制）と農村地域の「集団土地所有権」（労働者集団所有制）という公的所有の二つの形態を取ること（土地の私有は認めないこと）が定められ、いわばこの二つの形態の所有制が改革開放政策の出発点となる土地所有制度となる。そこで、ここでは土地の国家所有権と集団所有権の基本構造を理解するために、I節で示した社会的制御能の分析枠組みに沿って各所有権の①社会的保障・禁制、②主体、③客体、④内容、⑤帰属を考えることから始めることにしよう。

まず土地の国家所有権の①社会的保障・禁制については、上述のように現行憲法や土地管理法に基づいて、国家が法律に基づいて国家の土地を占有・使用・収益・処分する権利であると定義されるが、この社会的保障・禁制については、特別な注意を必要とする¹⁶⁾。それにはいくつかの要因・事情が関係してくる。まず、社会的保障・禁制は国家法・非国家法・事実の次元が含まれ、それらが社会的制御能の他の構成要素である主体、客体、内容、帰属の特徴を決定することになる。つぎに、改革開放以降の中国では経済社会の急激な変化に合わせて（あるいは、それを促進するため）膨大な法規が制定され、頻繁に改訂されてきた。そのため、制定・改定される各法規間の整合性は必ずしも十分でない。さらに、非国家法と事実の次元を加えれば、所有権（社会的制御能）の社会的保障・禁制が安定せず、いたるところに矛盾を内包するという事情が存在する。こうした事情に加えて、共産党の決定や政策が法と同等ないしそれを超える重みをもつという中国特有の法のあり方のために、社会的保障・禁制は複雑な様相を呈し、正確な把握が難しい。以下では、こうした事情を考慮に入れ、法規や党の決定など社会的保障・禁制についても必要最低限の説明を付け加えることにしたい。

社会的制御能の分析枠組みの基本概念として、つぎの②権利主体については、国有は全民所有（全人民所有）とあるので、中国の人民全体が国家を通じて自らの土地を占有・使用・収益・処分する権利を有するということである。しかし、実際には土地の国家所有権の主体は「全体の人民の意志と利益を代表する国家」となる。すなわち、国家が人民の委託により人民全体を代表して所有権を行使する権利主体となる。具体的には、中央人民政府である国

務院が国家所有権の唯一の代表であり、各地方政府も国務院から授権されて国家を代表して所有権を行使する。③所有客体については、憲法第10条と土地管理法第8条では、それぞれ都市部の土地、都市市街区域の土地がその対象となることが示されている。それ以外に、国家所有の企業、エネルギー・交通・水利施設等が占有する土地、国家所有の文化・衛生・教育等の公共施設が占有する土地、軍事用地、未開発地、およびそのほか集団所有土地と認定されていない土地が国家所有の対象となることが、物権法¹⁷⁾等で規定されている。

④所有内容と⑤帰属については、占有権・使用权・収益権・処分権から構成される所有内容が完全排他的に国家に帰属することになる。つまり、「国有地は永遠に国家所有であり、国家が国有地の所有権を譲渡することも放棄することもできない」。ただし、後述するように、1988年に憲法と土地管理法が改正され、土地の「所有権」と「使用权」の分離を認める「土地使用権制度」が認められて以降は、国有地の使用权については有償で譲渡できるようになった。

つぎに、農村部の土地の集団所有権の①社会的保障・禁制については、基本的に国家所有権と同じように現行憲法や土地管理法等の関連法規に基づいて、農民集団が法律の範囲内で自分たちの土地を占有・使用・収益・処分する権利とされ、土地は集団組織の中のいかなる個人の所有にも属さず、集団組織の構成員の共有にも属さない。つまり、集団組織全体の所有に属しているので、土地は分割できないし、集団組織の人員に変動があっても所有権それ自体には何の変動も起こらない。なお、農地が国家所有でなく集団所有となったことに関して、一点だけ付け加えれば、中国革命が農村を根拠地として展開され、農民の支持と革命の成功が不可分の関係にあったために、農民への政治的妥協の結果として農地は集団所有となった。

集団所有権の②権利主体については、中国全体での統一の主体がなく、憲法第10条によって「集団所有」と規定されるにとどまり、その形成過程を反映して国有地所有権より複雑であるが、民法通則（第74条第2項）、土地管理法（第10条）および農業法（第11条）等の関連法規に照らせば、集団所有権の主体は「村農民集団」、「郷鎮農民集団」および「農業集団経済組織」の三種類の農民集団になる。しかし、各法律にはそれらがどのように組織・構成されるかは明確に定められていない。いずれにせよ、国家所有権の単一性と対照的に、地域・地区ごとの数万に及ぶ集団組織が権利主体として存在している。

③所有客体は農村および都市郊外区域の土地が対象となる。④所有内容については、集団所有地に対する占有・使用・収益・処分の権利を一応所有権者が有するが、集団土地所有権は完全な所有権ではなく、国家の農業政策や耕地保護政策に従わなければならない、土地は農業生産にしか使用できない。また、土地の譲渡は収用による国家への譲渡のみで、所有権の

放棄が自動的に国家所有となるなど、⑤帰属については、少なからず（大きな）制限が課されている。こうした点から考えても、土地の集団所有権は国家所有権よりも低い位置づけの所有権であることが理解できる。この点は、後述するように、開発目的のための土地使用権の利用の際にも見られる。

以上で示してきた土地の国家所有権と集団所有権を所有権制度の類型の図式で示せば、前者が後者に優位する所有権であるとはいえ、類型としてはともに図1に示した客体包括・内容包括のA型の所有権に属すると考えられる。もちろん、その場合、所有主体S1は国家所有においては国家、集団所有においては農民集団であることは言うまでもない。

2. 所有権と使用权¹⁸⁾

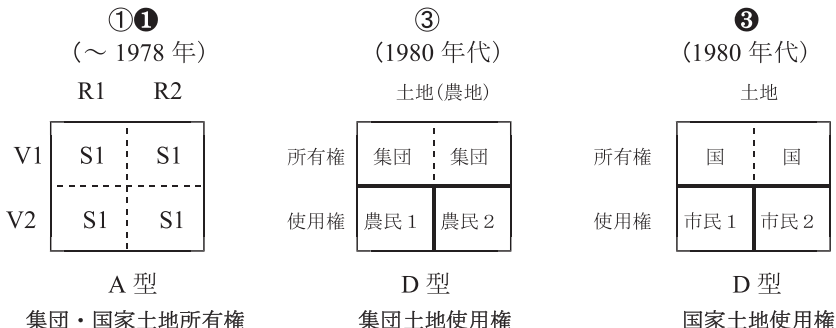
現行憲法（1982年）や土地管理法（1986年）で定められた土地公有制の二つの形態の基本は、改革開放以降今日まで変更はないが、その内容に関しては大きく変化してきている。とりわけ、1988年の憲法と土地管理法の改正においては、改革開放後の経済活動の実態（農家の生産請負制など）を踏まえ、土地の「所有権」と「使用权」の分離を認める「土地使用权制度」が設けられた。その後、土地関連法の整備や改正を経て、2007年ようやく「物権法」が制定され、所有権と使用权（用益物権）を分離する現行の土地制度の体系が一応の完成を見ることになった。そこで、ここでは改革開放政策以降の土地所有制度の基本構造（所有権と使用权の「二権分離」構造）を、上述の改革開放政策の出発点となる（改革開放以前の）土地の所有制度の基本構造と対比させて、整理・考察してみることにしたい。

まず、現行の土地所有制度の基本特徴は、土地の「所有権」と「使用权」を分離する、われわれの観点からいえば所有内容（そのひとつとしての「領域」）を二つの権利・権限に分割する「土地使用权制度」にある。それは、まず土地の所有関係については、社会主義公有制の下、都市地域にある土地を「国家所有」とし、農村地域にある土地を「農民集団所有」とした上で、それぞれの所有地の利用権限を「土地使用权」として法律上の権利として公式に認めたものが、国有地を対象とした「国有土地使用权」（建設用地使用权）であり、集団所有地を対象とした「集団土地使用权」（土地請負経営権）である。なお、土地はその用途から「農業用地」（農村地域）、「建設用地」（都市地域）、および「未利用地」に区分され、土地資源の合理的利用を確保するため、土地利用総体計画に従って土地の用途区域を確定し、土地使用の制限条件を定め、土地利用の全体量をコントロールしている。

このような「国家土地使用权」（建設用地使用权）と「集団土地使用权」（土地請負経営権）を、前節の土地所有権と併せて、所有権制度の類型図式によって示せば図2のようになる。ここで重要なことは、図2における「集団土地所有権」と「集団土地使用权」の組み合わせ（①

と③)と「国家土地所有権」と「国家土地使用権」の組み合わせ(①と③)が、ともに図1における「A型とD型の組み合わせ」に対応していることである。

図2 土地所有権と土地使用権



ところで、図2においては、「国家土地使用権」と「集団土地使用権」がともに同じ構造で示してあるため、また「国家土地所有権」と「集団土地所有権」も前述したようにA型の同じ所有権類型として捉えているため、一見両者が同質の使用権、同質の所有権と見えてしまうが、実際には、もともとの土地所有権において「国家土地所有権」が「集団土地所有権」に対して優位(上位の所有権)であるため、土地使用権においても「国有地土地使用権」が「集団土地使用権」に優位している(上位の使用権)。たとえば、新たな開発のための土地使用権の取得は、都市地域の土地のうち「建設用地」に指定された土地(「国家土地使用権」)だけに限られており、「集団土地使用権」には認められていないことに、そのことが端的に表れている¹⁹⁾。

こうした「国家土地使用権」(建設用地使用権)と「集団土地使用権」(土地請負経営権)に対する位置づけの違いは、現代中国に特有の現象を生み出すことになった²⁰⁾。改革開放以後急速に進む中国の経済発展・都市化は、そのために大量の土地を必要としたが、社会主義公有制を堅持する中国においては、当然のこととして「土地所有権」の譲渡・売買は許されていない。そのため、急速に拡大する工業用地・商業用地や住宅用地の需要は、「土地使用権」を取得することによって充足されることになる。しかし、その需要に直接応えることができるのは(法的に可能なのは)都市部の「国家土地使用権」(建設用地使用権)だけであるが、それだけでは量的には全く不十分である。実際、量的にもコスト的にも有利で需要が大きいのが都市郊外の農業用地に対するものであるが、農村部の「集団土地使用権」(土地請負経営権)は、その需要に直接応えることは法的に許されておらず、農業用地は農民集団所有地であるから、国家所有地の建設用地への転換手続きを行う必要がある。このとき、土地管理

法において土地の登録・管理権限、使用認定権限、違法行為処分権限が集中しているのは、中央政府や省政府ではなく、その下層の基層政府（市・県・郷鎮、とりわけ県政府）である。こうして、市・県・郷鎮という基層政府に土地関連の利権となりうるものが集中していたことから、そこに現代中国に特有の不動産バブル現象が大きな問題として現れることになった。

このように、一方で土地の所有権と使用权の位置づけの違いが、不動産バブルや基層政府の土地財政依存症などの問題につながっているのは確かであるが、他方で土地の所有権と使用权の分離が改革開放政策の要のひとつであり、これによって経済の活性化、高成長がもたらされたこともまた確かなのである。というのは、改革開放前の計画経済体制においては、土地の所有権と使用权の分離や土地の譲渡は一切認められておらず、土地は企業や労働者に対して無償で提供され、無期限に使用されていたために、土地の合理的な配分や土地の効率的な使用が妨げられていたからである。土地公有制の中国で、この問題を克服するための画期的な工夫・政策が土地の所有権と使用权を分離する「土地使用権制度」の創設だったのである。そして、中国における改革開放政策の今日までの展開とそれに伴う急激な経済発展は、国家所有と集団所有という二つの土地所有権における所有権と使用权の分離をベースにして進められてきたと言っても過言ではない。この点に焦点を当て、農村部における土地所有制度改革と都市部における国有企業改革の歩みを、次節で詳細に検討することにしよう。

Ⅲ. 改革開放政策と所有権改革

ここでは、Ⅱ節での現代中国における土地所有制度の特徴についての整理・考察を受けて、改革開放以降、中国の所有問題が所有権改革としてどのような経過を辿ってきたのかを、農村部における土地所有制度改革と都市部における国有企業改革の2つに分けて、整理・考察しておくことにしたい。

1. 土地所有権制度改革（農村部）²¹⁾

中国の改革開放政策は、周知のように、1978年12月に鄧小平主導の下で開催された第11期三中全会によって幕を開けた。改革開放政策の一貫した方向は、経済の計画的運営から指令的要素を削減・除去し、需給を反映する柔軟な価格体系を導入するなど、市場化に向けての改革であったが、それは同時に市場が有効に機能するための前提としての所有権改革を並行して進めるプロセスでもあった。中国における所有権改革は、農村部においては土地所有制度改革であり、都市部においては国有企業の改革である。農村改革は農業生産の経営単位を人民公社から農家に移し、増産意欲を刺激するための「各戸生産請負制」の導入から始

まる。1980年代前半には生産請負制が急速に普及し、農家の生産のインセンティブを高め、大成功を収めた。その成果の上に80年代中盤から「郷鎮企業」が急速に発展した。この時期、農村改革、郷鎮企業の発展と並んで、対外開放政策による外資導入によって沿海都市部が急速に発展し、市場経済化がさらに進んだが、1980年代の改革は、とりわけ80年代前半の改革は主に非国有・計画外部門の改革で、生産請負制や郷鎮企業の成功によって、農村部と都市部の格差は縮小の方向に向かっていた。

1989年の天安門事件によってしばらく停滞した市場経済化の動きは、1992年の鄧小平による「南巡講話」をきっかけとして再開され、「社会主義市場経済」の確立を目指すことになった改革の中心は、いよいよ都市部の国有・計画部門へと移っていくことになる。90年代以降の改革の進行、経済の急成長とともに、都市部と農村部の格差が急速に拡大し、90年代末から2000年代初めになるといわゆる「三農問題」が大きくクローズアップされてくる。ここで農業・農村・農民の問題が大きく取り上げられ、本格的な対策が考えられることで、農村部における土地所有制度改革の動きが再び加速することになる。三農問題、すなわち農業の低生産性、農村の荒廃、農民の貧困の根本問題は、一言で言えば、農業経営規模の零細性にある。中国の農村部では、固有の土地所有制の制約のために、1980年代前半に導入された生産請負制（農地使用権）を超える機軸が打ち出せないままになっていたのである。

中国農村部の土地（農地）は、「集団土地所有権」（労働者所有制）の形態をとる。われわれの観点からすれば、中国農村における集団所有は所有権の類型としては、理念的な集権的社会主义における国有と同じように、客体包括・内容包括のA型の所有権として理解することができる。そのように捉えると、S1（所有主体）は農民集団（団体）であり、その集団が物の管理・処分権限を有する。そして、集団を構成する個々の農民は集団の下での平等な使用・収益の権利はあっても、持分権を持たないため、分割請求もできないし譲渡もできない。したがって、集団所有の農地が所有権と使用権の分離が認められ、農民に使用権（生産請負権）が付与されても、使用権の移転には自らが属する農民集団の総意（構成員あるは村民代表の三分の二以上の同意）が必要とされ、仮に認められても、それはその集団内での閉鎖的な移転となる。そのため、個々の農民の使用権（生産請負権）の移転とその自由は大きく制約されることとなる。このような固有の特質は、集団所有であるがゆえに「農民集団」に（「農民個人」にではなく）認められた「自治・自由の原則」によってもたらされるものであるが、中国全土には数万に及ぶこうした農民集団が存在する。問題をさらに複雑なものにするのは、この「自治・自由の原則」が、現実には、国家による「指導・後見原則」によって種々の規制・制約を受けているということである。こうした複雑な事情を抱えた農村部では、農地の集約化は進まず、そのため経営規模は零細で、技術の近代化も遅れ、生産性が低く、所

得も伸びない。その結果、多くの農民が成長著しい都市部へ高い所得を求め、使用権（請負権）のある農地を置いたまま流出するため、農地は荒廃することになっていた。

こうした三農問題を解決するために、近年中国において進められている改革が、「農地流動化」（農地を流通しやすくすること）による農業近代化政策²²⁾である。こうした動きは2003年3月に「農村土地請負法」が施行されたところから始まっているが、本格的に進められるようになるのは、2008年10月の第17期三中全会において「農村の改革・発展の推進における若干の重大な問題に関する党中央の決定」が採択され、農民の土地請負経営権の移転が初めて公式に承認されてからである。農地流動化による農業近代化政策の最大のポイントは、これまでの「集団土地所有権」における土地所有権・土地使用権（請負権）の「二権分離」の制度を、土地所有権・土地使用権（請負権）・土地経営権の「三権分離」の新しい制度へ転換し、土地経営権を流動化（流通）させることによって、農地の集約化と経営規模の拡大・技術の近代化を進めようとするところにある。つまり、集団所有・農家請負・多元的経営がこの新しい制度改革の目指す方向である。実際、2007年の「農民専門合作社法」の施行以降、いくつかの先進的な地域では、農民専門合作社や農地株式合作社などの農民合作組織や、土地流動化信託などが本格化しており、農業経営の多様な選択がみられるようになってきている。

ここで、改革開放以降の中国農村部における土地所有権制度改革の歩みを、所有権制度の類型を用いて示せば、図3のように図式化できるだろう。

図3 土地所有権制度改革

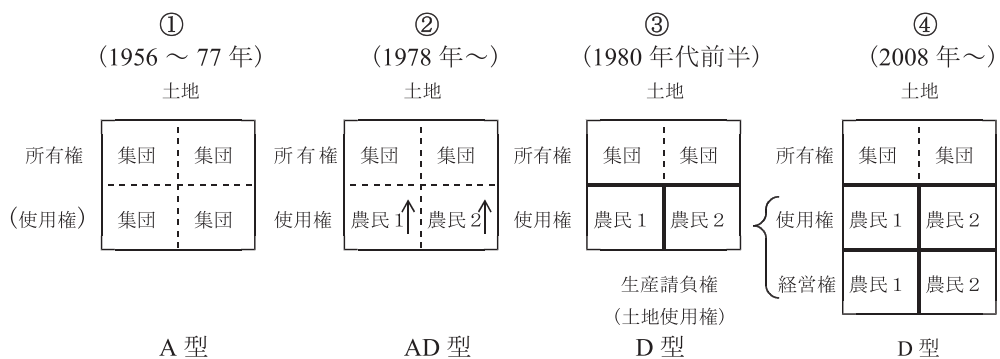


図3においては、中国の集団土地所有権の改革は、まず集団土地所有権①から農民の土地利用の工夫・創意の自発性を引き出す段階②を経て、所有権と使用権（生産請負経営権）の「二権分離」の段階③から、経営権を使用権（生産請負経営権）から切り離し、その流通性を高め、土地の合理的な配分や効率的な使用を促進するための、所有権・使用権・経営権の「三

権分離」の段階④に至っていることが、示されている。

2. 国有企業の改革（都市部）²³⁾

都市部における国有企業の改革も改革開放とともに始まるが、1984年の「中国共産党中央の経済体制改革に関する決定」を契機にして、国有企業改革が全面的に開始されるようになった。1980年代の改革は、初めは所有制は国有のまま経営自主権を拡大する方向で改革が進められたが、本来的な限界と改革の不徹底もあってやがて行き詰まる。その後、1987年からは政府に納める利潤額をあらかじめ契約し、それを超える利潤は企業のものとなる「経営請負制」がほぼすべての国有企業で実施されたが、これも予期しなかった天安門事件とその後の景気の低迷でその限界を露呈した。1980年代の国有企業改革は、いわば農村部における生産請負経営権（土地使用権）の成功例を都市部の国有企業で試みたという面が強かったが、農地と国有企業の請負制では、農地利用においては資産である土地そのものを処分することはないのであるのに対して、企業経営においては企業の資産（土地・建物・機械・製品・材料など）を売買するため、企業の資産価値の変動が伴うという点で、両者は根本的に異なっている。

1989年の天安門事件によって停滞した改革が、1992年「南巡講話」によって復活すると、「社会主義市場経済体制の確立」という方針（第14回党大会）の下、「産権明晰、職責明確、政企分離、科学管理」（所有権の明確化、権利と責任の明確化、行政と企業の分離、管理の科学化）を内容とする現代的企業制度の確立という方針が打ち出され、国有企業の株式会社化（国有企業の所有権改革：「株主権」と「法人財産権」の確立）の試みが始まった。国有企業の株式会社化を進める上で必要とされたのが「会社法」である。会社法の目的とされていたのは、ひとつは所有と経営の分離による企業経営の自立化（効率化）、もうひとつは資金調達が多様化であった。会社法成立以前に考えられていたのは、「公有制を主とする」原則に沿って所有制に応じた株式を導入し、公有制の優位を確保する方向であった。ところが、1992年にWTO加盟の方針が決定されたために、グローバル・スタンダードに沿った会社法の制定が要請されることになった。その結果、1993年制定（翌年施行）された「会社法」は、「株式平等の原則」を採用して所有制による差別化を排除したことで、中国の立法史上画期的な法律として高く評価された。しかし、会社法で触れられなかった国有株管理の問題については、翌1994年11月に制定された「株式有限会社国有株管理暫定弁法」（以下、「暫定弁法」と略記）によって、国有企業から改組された株式会社は、一部の例外を除き、国有株の支配的地位を保障しなければならないという新しい管理規定が導入されることになった。

「会社法」の制定後、国有企業を母体として株式会社が生まれ、1990年に発足した上海と

深圳の証券取引所において株を上場し一般投資家から資金を受け入れるようになったが、一般に中国経済の根幹をなす大型国有企業はグループ化されており、グループの頂点にある親会社はほとんど株式会社化されておらず、親会社や国が株式会社化されている子会社や孫会社の株式の大半を保有し、経営権を確保している。加えて、中国の株式には流通株と非流通株があり、国有株（国家株、国有法人株）が支配している国有株支配株式会社における非流通株の比率は過半数を超えている。さらに、会社法以後の立法においてそれに続く法規は存在せず、2007年制定の物権法でも2008年制定の企業国有資産法でも所有制による差別化は排除されておらず、むしろ後者は1994年の暫定弁法を格上げしたような内容になっている。中国の国有企業は、中央政府（国務院）が管理する中央企業と地方政府が管理する地方企業に分けられるが、実際の国有資産を管理する職責は、金融関連企業を除いて（金融関連は財政部が管理）、それぞれ国務院の「国有資産監督管理委員会」（以下、「国資委」と略記）と各地方政府の国資委が担っている。国資委が管理する企業の資産管理については、企業国有資産法に規定されているが、同法は暫定弁法が国有株の管理義務だけに限定していたのに対して、役員人事などの経営管理にまで規定の範囲を拡大している。このように、確かに会社法によって所有制による差別化は規定上は排除されたかのように見えるが、実際は暫定弁法ですぐに公有制（国有制）の優位が復活し、その後もずっと今日まで「公有制を主とする」原則はしっかりと維持され、とりわけWTO加盟後はその傾向が顕著になり、その結果1990年代の「国退民进」に代わり「国進民退」と言われる状況が生まれている²⁴⁾。

以上の国有企業に関する改革開放以降の所有権改革の歩みを、所有権制度の類型を用いて示せば、図4のように図式化できるだろう。

図4 国有企業の所有権制度の改革

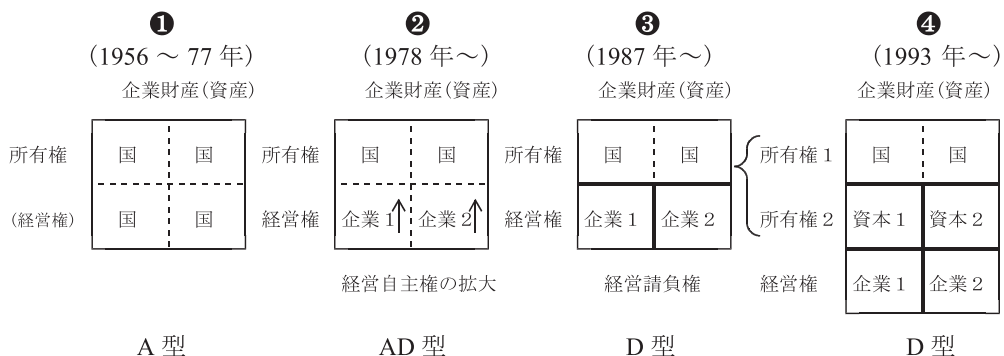


図4において、A型の所有権①は言うまでもなく改革開放以前の国有企業の所有権を示している。そこでは、国有企業は中央から与えられた指令をただこなすだけの存在に過ぎなか

った。改革開放後に最初に試みられたのは、国有企業において経営自主権を拡大する方向での改革で、AD型の所有権の段階②にあたる。つぎに試みられたのは、農業における土地請負経営制に対応して1987年に導入された「経営請負制」である。この段階はD型の所有権の段階③にあたる。ここまでは、図3に示した農業における所有権改革の動きと所有権構造としてはまったく同じ形で進んできている。ところが、1990年代に入ってからつぎの段階④の改革は、後に農業に見られた使用・経営権の分割（分離）ではなく、基本は所有権の分割（分離）であった。1992年の会社法の制定後に国有企業の株式会社化が進められることになったが、国家的最重要産業に属する中央直轄企業や大型国有企業においては、国や親会社が株式化された国有企業の株式の大半を保有し、経営権を確保している。こうして、中央直轄企業や大型国有企業においては、国有株と非国有株、さらには流通株と非流通株という二種類の資本（株式）を存在させることで、国家の支配権が留保されている。他方、大半が地方政府の傘下にある中・小型国有企業も株式会社化されたが、国有株が過半数を占める企業では、地方政府から理事が参加することで支配権を確保し、また国有株がない場合でも党組織がその溝を埋めているだけでなく、地方政府の経済委員会が経営改善のための技術革新や資金調達など広範囲にわたって関与しているのが実態である。

いずれにせよ、国有企業の改革の場合も、実施の時期や方法の点での違いはあっても、農村部における土地所有制度の改革の場合と同じように、「二権分離」の制度から「三権分離」の新しい制度へ、所有権の内容（領域）分割のプロセスが進化（深化）しているといえることができる。

IV. 「機能的資本主義」と「社会主義市場経済」

前節まで、社会的制御能の分析枠組みと所有構造の理論（制御能構造の理論）をベースにおきながら、現代中国における土地所有権制度改革と国有企業改革の歩みを整理・考察してきたが、ここで、現代中国の所有問題を考えるための新たな視点として「機能的資本主義」（functional capitalism）の概念を追加し、その上で、これまでの議論を踏まえ、現代中国の「社会主義市場経済」の実態に迫ってみることにしたい。

1. 「機能的社会主義」と「機能的資本主義」

まず、ここで加えたい「機能的資本主義」という概念は、「機能的社会主義」（functional socialism）²⁵⁾に対応する概念として筆者が敢えて提示するものである。そもそも「機能的社会主義」という概念それ自体は、1960年代、70年代にまだ社会主義体制への幻想が強く生

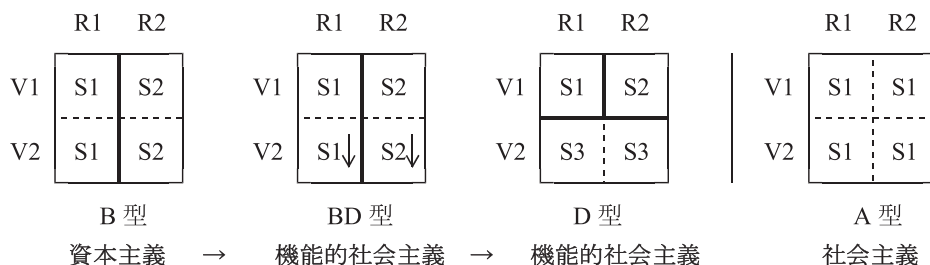
きていた時代に、社会主義の理念を達成するために革命の必要はなく、いわば資本主義の形式や実質、あるいはその成果を損なうことなく、つまり平和かつ漸進的に社会主義的な機能を実質的に実現させることができるという考え方として登場したものである。その考え方を、スウェーデンの経済学者G. アドラー・カールソン（Adler-Karlsson, G.）は、所有権の概念を使って、「所有の概念は分割不可能な概念ではなくて、その全く反対に互いに分離できるいろいろな機能を包含する概念」であって、「所有 O は、・・・いわば a、b、c 等の諸機能に等しい」のであるから、その諸機能の一部を社会化することで、社会主義的な機能が実現可能であると説明した。これは、所有権を「諸権利の束」（bundle of rights）として理解する「所有権（財産権）アプローチ」（property rights approach）²⁶⁾ の考え方と同じ線上にある。こうした考え方にしたがえば、基本的に、その諸権利が特定の個人に完全排他的に帰属するとき、それは近代的所有権（図1のB型）となり、その排他性が弱められるとき、換言すれば「希薄化」（attenuation）されるとき、その希薄化の程度に応じてさまざまな所有権（図1のA型、C型、D型）が生まれ、多様な機能の実現につながることになる。

1960、70年代には、「機能的社会主義」の考え方は、社会民主主義的な諸政策が実施されていたスウェーデンを含む北欧諸国の社会民主党の指導理念でもあった。こうした「機能的社会主義」の概念に対応するのが、「機能的資本主義」の考え方である。したがって、「機能的資本主義」とは、体制としては社会主義を維持するが、実質的には資本主義の機能を実現させるというものである。これを、上述の「機能的社会主義」に対応させて表現すれば、社会主義的体制の国家が持っている諸機能の一部を非社会化する（民間に移譲する）ことで、資本主義的な機能を実現させようとする考え方として理解することができる。

このような「機能的社会主義」や「機能的資本主義」と本稿で扱ってきた社会的制御能の分析枠組みや所有構造の理論との関わりであるが、まず容易に理解されるように、機能的社会主義論者が言う所有権を構成する a、b、c 等の諸機能が社会的制御能の分析枠組みにおける「所有内容」（領域）に相当する²⁷⁾。そして、「その機能の一部を社会化する」とは、その「所有内容」（領域）が分割化され、別の主体に分有されるか、「帰属の排他性」が制限され、それだけ所有権が弱められるということを意味する。このことを、図1の所有権の類型を使って図式化すれば、「機能的社会主義」は図5のように描くことができる。

図5において、左端のB型は典型的な資本主義経済における所有権を示している。そして、「機能的社会主義」とは、BD型のように、一般的には所有内容（V1、V2）のうち社会的に意味のあるもの（V2）について個人の権利を抑制し制限を課すといった場合をいう。また、さらに進んで、D型のように、同じく社会的重要性の高い所有内容（機能V2）を別の主体（たとえば公的機関S3）に移譲する場合をいう。しかし、機能的社会主義は、論理的にも左

図5 「機能的社会主義」

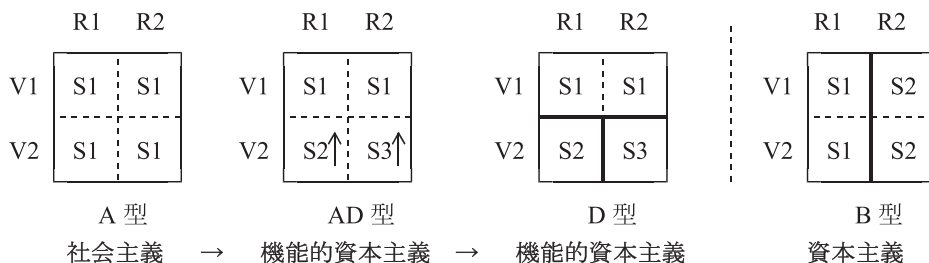


- 注1) 図中の記号や破線・実線の意味は図1に同じ。下向きの矢印(↓)は当該所有内容(V)の制限、つまり帰属の排他性が弱まることを示す。なお、その他の所有内容については、完全な排他的帰属である。
- 2) B型、BD型、D型におけるS1、S2は基本的に個人を表し、S3は公的な機関を表すこともある。A型におけるS1は国家ないし集団を表す。

端に示すA型の社会主義の所有権に移行することはないし、実際にも移行しなかった。そもそも、機能的社会主義は革命を必要としない戦略として主張されていたからである。

それでは、図5に示した「機能的社会主義」に対する「機能的資本主義」は、どうなるだろうか。「機能的資本主義」とは、社会主義的体制の国家が持っている諸機能の一部を非社会化する(個人・民間に移譲する)ことで、資本主義的な機能を実現させようとするものである。そこで、「国家が持っている諸機能の一部を非社会化する」とは、その諸機能(所有内容)が分割され、個人・民間に移譲されるか、「帰属の排他性」が強化され、個人・民間の権能が強められることを意味する。このことを、先と同じように図1の所有権の類型を使って図式化すれば、「機能的資本主義」は図6のようになろう。

図6 「機能的社会主義」



- 注1) 図中の記号や破線・実線の意味は図1に同じ。上向きの矢印(↑)は当該所有内容(V)の強化、つまり帰属の排他性が強まることを示す。なお、その他の所有内容については、完全な排他的帰属である。
- 2) A型、AD型、D型におけるS1は国家ないし集団を表し、S2、S3は個人を表す。B型におけるS1、S2は個人を表す。

図6において、左端のA型は社会主義の典型的な所有権である国有（公有）を示している。「機能的資本主義」とは、AD型のように、一般には所有内容（V1、V2）のうち国有（公有）制度を毀損しない方（V2）について個人・民間（S2、S3）の権能を強め、インセンティブを与えようとするものである。さらに進んで、D型のように、国有（公有）制度を維持する上での決定的な所有内容（V1）とそうでない（V2）とを分割（分離）し、前者（V1）を国（S1）に残し、後者（V2）を個人・民間（S2、S3）に移譲しようとするものである。したがって、「機能的資本主義」は全体主体と部分主体の間での内容分割型の「第2種複合体制」であるといえることができる²⁸⁾。このように、まったく反対の方向を向いて進められているという点を除けば、「機能的社会主義」と「機能的資本主義」は、所有権制度分析の枠組みのなかで、同じように捉えることができる。そして、機能的社会主義と同じように、機能的資本主義も、論理的には左端に示すB型の資本主義の所有権に移行することはない。しかし、現実には、旧ソ連・東欧諸国は、その一線を越えてしまった。このことを、われわれはどのように捉えたら良いのだろうか。「機能的社会主義」と「機能的資本主義」は果たして何か決定的な相違や意味を有しているのだろうか。あるいは、現代中国は現在どういう位置にあり、今後どのような道を歩んでいくのだろうか。これらの問題意識を持ちながら、ここで追加した「機能的資本主義」の視点を加味して、つぎに現代中国の「社会主義市場経済」の実態について検討・考察していくことにしよう。

2. 「社会主義市場経済」の実態

まず、IV-1節で確認できたことは、いわゆる「機能的社会主義」とそれに対応する「機能的資本主義」の要点が、「社会的制御能」と「所有構造の理論」と同じ枠組みに基づき、図5と図6の形で明確に図式化できたことである。さらに、図5と図6において、主体（S1）に着目するとき、機能的社会主義（したがって、そのベースとなる資本主義）は「個人の自律性（自由）」に基本的価値を置く社会であり、機能的資本主義（したがって、そのベースとなる社会主義）は「国家の指導性」に基本的価値を置く社会であることが分かる。それゆえ、機能的社会主義と社会主義それ自体との間には、また機能的資本主義と資本主義それ自体の間には、越えがたい大きな壁が存在するという事実を、確認することができる。

ここで、こうした知見をベースにして、現代中国における改革開放以降の所有権制度改革の動きを振り返り、「社会主義市場経済」の実態に迫ってみることにしよう。そうすると、第一に分かることは、中国の農村部における土地所有制度の改革と都市部の国有企業の改革が、実施の時期や具体的な方法など細かな点での違いはあっても、それぞれ図3と図4に示される改革の今日までの道筋が図6に示した機能的資本主義の図式と正確に対応しているこ

とである。すなわち、まず改革の第一段階は、包括的に捉えられていた社会主義的所有概念の所有内容（領域）が分割され、使用権と所有権、経営権と所有権の「二権分離」が行われる段階で、これはまさに「機能的資本主義」の図式に対応する。ここでまでは、図2（もしくは、図3と図4）で示したように、土地所有制度改革と国有企業改革はまったく同じプロセスを辿っていたが、現在は「機能的資本主義」のつぎの段階として経営権・使用権・所有権、および経営権・所有権2・所有権1の「三権分離」の段階（図3と図4に示される）にある。これが現代中国の「社会主義市場経済」の現在の段階に対応する所有権構造であり、「機能的資本主義」がさらに進化した姿とみなすことができる。したがって、「社会主義市場経済」の基盤となる所有権構造は現代中国に極めてユニークなものであり、新たな所有権構造の実験を行っていると言うこともできるが²⁹⁾、同時にまた、それは社会主義イデオロギーを堅持し、公有制を維持するための窮余の策として誕生したものであると言うこともできる。

さらに、このように現代中国の改革開放以降の土地改革・所有権改革が「機能的資本主義」のプロセスを歩んできたと理解するとき、上述した機能的資本主義と資本主義それ自体との間に越えがたい大きな壁が存在するという点が、現代中国の「社会主義市場経済」の実態を理解する上で極めて重要な意味を持つてくる。周知のように、社会主義体制崩壊後の体制移行に関して、ロシア・東欧諸国が政治経済体制の改革を一気に行うショック療法を採用したのに対して、中国は経済体制のみの漸進的改革を進めていくアプローチを採用し、中国は急激な経済発展を遂げた。一般には、中国の改革開放政策は成功を収めていると受け取られているが、視点を変えれば、漸進的改革によって既得権益を尊重しながらやりやすい順に政策を行ってきた結果、最後に実行がもっとも困難で、かつ強固な既得権益層となった政治と国有企業の改革を残してしまっ、いわゆる「体制移行の罨」³⁰⁾と呼ばれる状況に陥っているとも言える。つまり、ロシア・東欧諸国は、大きな犠牲を伴ったけれどもショック療法によって機能的資本主義から資本主義への体制移行（体制転換）を一気に達成したのに対して、中国は漸進的改革を採用したがゆえに、却ってその移行（転換）が困難なものとなっている状況が今日残存していると理解することができる。

実際、改革開放政策とその核となる土地改革・所有権改革とを対応させてみると、体制移行が、現在ある種の行き詰まりを見せていることが理解できる。改革開放政策は大きく三つの時期に分けられ³¹⁾、土地改革・所有権改革もそれに対応している。第一期は1978～84年の「市場を容認するが統制経済の枠内でしか許容しない時期」（計画>市場）で、（計画に基づく）割当による土地使用権が中心的地位を占めていた時期である。第二期は、1985～92年の「統制と市場が等号で位置づけられた時期」（計画=市場）で、不動産管理法の草案審議から制定にいたる（割当・譲渡併存論の）時期である。そして、第三期は、1992年以降の「明

確に市場が統制より大きくなった時期」（計画<市場）で、割当・譲渡併存の解消に向かう時期である。第一期、第二期、および第三期は、図3、図4で示した所有権改革の②③④ないし②③④の段階にそれぞれ対応している。しかし、最後の第三期の改革が想定通り進行していないという点が重要である。

改革開放政策の第三期の改革が想定通り「計画<市場」の段階にふさわしい所有権制度へ必ずしも向かっていないということは、どういうことなのだろうか。ここで、Ⅱ節からこれまでの議論で想定していた「制御能=所有」の仮定を取り外して、改めてこの問題を考えることにしよう。社会的制御能の分析枠組みと所有構造の理論においては、制御能一般と所有概念は等値ではなく、制御能のなかでも厳しい条件をクリアした制御能が所有ないし準所有とされた。こうした観点から、現代中国における「社会主義市場経済」下の所有権構造に目を向けるとき、どのようなことが言えるのだろうか。まず、第一に指摘しなければならないのは、中国において市場で取引されるのは土地の「所有権」ではなく「使用权」であるということ、それも土地の種別に応じて長短の期限が設定されている³²⁾ということである。したがって、中国における「所有（権）」は、社会的制御能空間においては、「所有」、「準所有」ではなく、その「他の制御能（使用权）」である。

しかし、「その他の制御能（使用权）」のままでは市場経済ないし資本主義が十分に機能しないため、「所有権（最終処分権）」を国家（党）が確保したまま、「使用权」に対して本来は準所有や所有が有する条件（表2に示される所有的、準所有的の条件）を付与する道を選択することになった。こうした政策の結果として、「所有権」ではなく「使用权」をベースに市場経済ないし資本主義が機能する極めてユニークな経済システムが誕生することになった。ここで重要なことは、表面に現れることはないけれども、日常的な経済活動のベースには最終処分権としての「所有権」が国家（党）に担保されているということである。したがって、「社会主義市場経済」の「社会主義」とは単なるスローガンや看板ではなく、国家（党）が把握する「所有権」として実質が確保されており、そのベースの上での「使用权」に基づく市場経済ないし資本主義であるということである。

改革開放の第三期は、確かに計画の要素は市場よりも重要性を下げているのかもしれないが、所有権改革の実態、現場に着目するとき、上述の点に加え、公有制を堅持するための資本規制の存在や「地位」という関係的資源の完全掌握を意味する「党管幹部」原則の徹底、「国家資産監督管理委員会」（「国資委」）による国有企業経営への過剰介入など、政府の役割（「党の指導」）は決して減じていない³³⁾。それどころか、「政府（党）の指導」は根本のところできつかりと担保されている（「テクノクラティックな原則」の徹底）。こうしたことを考慮に入れると、改革開放の第三段階は、「計画<市場」とだけ示すのではなく、その市場の基層

に政府（党）の指導性が存在しているという意味で、「計画<市場<国家（政府）」と表すほうがむしろ適切である。結局、現代中国の所有権（制御能）構造の最大の特徴は、現代中国の党と国家とが一体化した「党・国家体制」の下、「党管幹部」原則や「党の指導」の徹底、「三権分離」の所有権制度など、「制御域」において政府（党）が最重要な意思決定権を保持しており、企業や農民や市民の所有権の実質が「準所有」や「その他の制御能」、あるいは「非所有」へと変質しているところにあるということが出来る。したがって、現代中国の「社会主義市場経済」の実態は、「所有」でもなく「準所有」でもない「その他の制御能」としての「使用权」をベースにした市場システムであるということが出来る。

おわりに

本稿では、現代中国の「社会主義市場経済」の実態を解明するために、経済システムの根幹となる所有権制度に焦点を当て、まず所有権制度分析の枠組みとして所有を制御域の問題と捉える立場から吉田（1981）の「社会的制御能」の分析枠組みと「所有構造の理論」（「制御能構造の理論」）を取り上げ、その視点から現代中国の改革開放政策以降の所有権制度改革の歩みを検討・考察した。

改革開放政策の基本は市場化の方向で進められてきたが、その核となるのは市場の基礎となる所有権改革である。その所有権改革は、農村部では土地所有制度改革、都市部では国有企業改革として展開され、ともに所有権と使用权を分離する「二権分離」の段階から、使用权ないし所有権を更に分離する現在の「三権分離」の段階へと進んできた。それは、内容分割型の「機能的資本主義」の導入と進化（深化）であると同時に、全体主体と部分主体の間での内容分割型体制（「第2種複合体制」）でもある。しかし、旧社会主義経済においては内容分割型の「機能的資本主義」（ないし「第2種複合体制」）が行き詰まったのに対して、中国ではむしろ大成功を収めている。その決定的な相違は、内容分割されて部分主体（国有企業等）に手渡された使用权や経営権が市場において流通する性質のものであったか否かにある。言うまでもなく、旧社会主義においては、使用权や経営権が譲渡・売却できるものでなく市場において流通しなかったのに対して、中国においてはその譲渡・売却が可能で、市場で流通しているということである。つまり、機能的社会主義や機能的資本主義（ないし「第2種複合体制」）が一般的には「所有権」をベースに経済システムを捉えているのに対して、中国の「社会主義市場経済」は、それをさらに一歩進めて「使用权」ないし「経営権」をベースに経済システムを捉えているということなのである。

こうした極めてユニークな経済システムが現代中国に誕生することになった背景には、中

国特有の法のあり方が深く関わっている。中国においては、ロシア・東欧諸国のショック療法と異なり、漸進的なアプローチで体制改革が進められ、そのことが大成功の要因として挙げられることが多いが、実際には、中国型の経済システムを生み出す上で決定的な役割を果たしたのは、中国特有の法のあり方、あるいは「社会的保障・禁制のメカニズム」である。改革開放以降の中国では国家法・非国家法・事実の3つの次元の間に矛盾を内包する不安定な制御能状況が数多く存在することになったが、政府（党）の指導や政策が法律に優位するという法文化の下で、事実先行型で行われたさまざまな試みが事後的に随意に（ある意味、恣意的に）承認され、成文化されていくプロセスを辿った。こうして、既得権益を尊重し、漸進的に進められてきた改革は、一方でロシア・東欧諸国と異なり急速な経済成長をもたらしたが、他方では改革がもっとも必要だが同時にもっとも困難なところのみ（政治と国有企業）を残しながら資本主義ないし市場経済が機能するという極めてユニークな経済システム（「社会主義市場経済」）を生み出すことになった。

その結果、「社会主義市場経済」は、現実的にも理論的にも経済システムとして大きな可能性を示しているが、同時に現実的には重大な危険性も秘めている。可能性と危険性のいずれが優位するかは、ひとえに政治体制の民主制の度合いに依存するが、現状では危険性の方が上まわっていると言わざるをえないであろう。

以上、所有を「制御域」の問題と捉える立場から、現代中国の「社会主義市場経済」の実態の解明を試みてみた。本稿の考察全体から得られた最終のメッセージは、現代中国の「社会主義市場経済」ないし所有権構造の実像（実相）は、「制御域」のなかでも厳しい条件をクリアした「制御能」である「所有権」のみに限定せず、「準所有」・「その他の制御能」を含む「制御域」全体に視野を広げたときに初めてが浮かび上がってくる性質のものであり、ここに所有を「制御域」（「社会的制御能」）の問題として捉える決定的な意味が存在するという点である。この点で、本稿は、ひとつの試みとして問題提起ないし仮説の提示は出来ているのではないかと考える。しかし、大きな問題であるがゆえに、所有構造の理論と現実の中国の所有制度との対応関係や所有構造の理論それ自体の検討・考察など、残された課題も多く、それらを含め論じ足りない部分も数多く残っているが、それらは今後の課題としておきたい。

〔付記〕本稿は、平成27年度関西大学研修員研究費による研究成果の一部である。

<注>

- *本稿は、拙稿(2015)「現代中国における『社会主義市場経済』の実態—『機能的資本主義』—」
Working Paper Series J-43、Economic Society of Kansai University を元に加筆・修正したものである。
- 1) 資本主義の多様性をめぐる議論については、Boumol, Litan and Schramm (2007) を参照。
 - 2) 「実物域」(real sphere)・「制御域」(control sphere) の考え方は、もともと Kornai (1971) による。「制御能」を所有概念の基礎範疇として捉える見方は、吉田民人 (1981) による。
また、本稿IV-1 節の「『機能的社会主義』と『機能的資本主義』」の項も参照されたい。
 - 3) 本節の議論については、拙稿(1987)の「I. 所有権の概念」(120-125 ページ)、「II. 所有権制度分析のための枠組み [A]」(125-137 ページ)、および拙稿(1992) を参照されたい。
 - 4) 本節の議論は、主に吉田(1981)の「9・4 社会的制御能の分析枠組み」(213-224 ページ) および「9・5 所有とは何か」(224-228 ページ) を参考にした。併せて、吉田(1978a) と吉田(1978b) も参照されたい。
 - 5) 吉田(1981)の「所有構造の理論」は、「自己組織システムの理論」ないし「社会システム理論」の一部として位置づけられているが、その「自己組織システムの理論」ないし「社会システム論」は「生成問題を扱う構造理論」と「選択問題を扱う機能理論」との統合によって初めて存立しうるものと構想されており、「所有構造の理論」は前者の構造理論に相当する。吉田(1981) 228-229 ページ、242-243 ページの注16) を参照。注10) も参照されたい。
 - 6) 制御能の社会的保障・禁制の形態の18のタイプについては、付表1の通りである。

付表1 「制御能の社会的保障・禁制」の諸形態

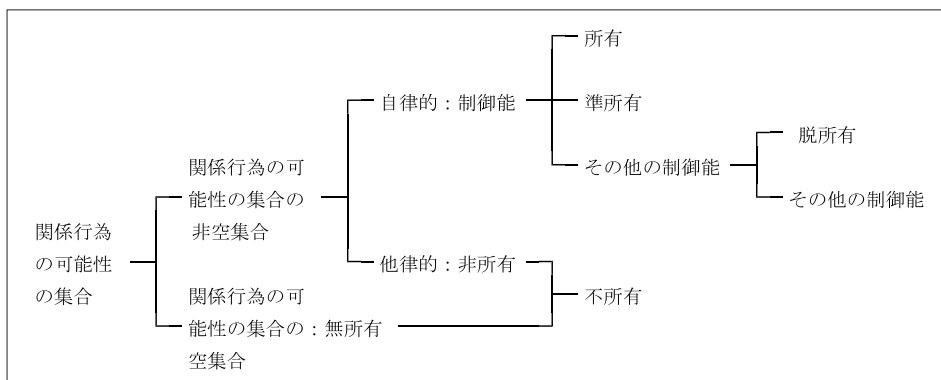
	国家法	非国家 法的規範	事実 (社会的勢力)	制御能の性質 (安定的・不安定的・事実としての)
1	承認	承認	可能	安定的な正の制御能
2	承認	承認	不能	不安的な制御能
3	承認	無記	可能	安定的な正の制御能
4	承認	無記	不能	不安的な制御能
5	承認	否認	可能	不安的な制御能
6	承認	否認	不能	不安的な制御能
7	無記	承認	可能	安定的な正の制御能
8	無記	承認	不能	不安的な制御能
9	無記	無記	可能	単なる事実としての正の制御能
10	無記	無記	不能	単なる事実としての負の制御能
11	無記	否認	可能	不安的な制御能
12	無記	否認	不能	安定的な負の制御能
13	否認	承認	可能	不安的な制御能
14	否認	承認	不能	不安的な制御能
15	否認	無記	可能	不安的な制御能
16	否認	無記	不能	安定的な負の制御能
17	否認	否認	可能	不安的な制御能
18	否認	否認	不能	安定的な負の制御能

出所) 吉田(1981) 214 ページ、加筆。

付表1に示される18の形態のうち、権利次元と事実次元の両次元で安定的な正と負の制御能がそれぞれ3形態、単なる事実としての正と負の制御能がそれぞれ2形態含まれ、それ以外の10の形態は、いずれも国家法・非国家法的規範・事実の3つの次元の間に矛盾を内包した不安定な制御能である。本文でも述べたように、社会の変動期には不安定な制御能が大きな意味を持つてくる。たとえば、公害などの負の外部効果をもたらす関係行為は、「9→11→17・12→18」のプロセスを経て社会的に禁制されることもあれば、環境権の場合のように、技術革新によって不可能だと考えられていた（禁制されていた）ものが、「10→8→2・7→1」のプロセスを経て社会的に保障されることもありうる。また、社会的保障・禁制の変化が、事実先行型なのか権利先行型なのか、あるいはまた国家法先行型なのか非国家法先行型なのかは、社会経済システムの変化の特徴を理解する上で、極めて重要なポイントになってくる。

- 7) 「地位」なる関係の資源の重要性についての、任期の有無－無期を捨象すれば、「一定の有体物に対する完全排他的な無期限の内容的な制御能を権限とする一定の管理的地位の取得」と「一定の有体物に対する近代的所有権の取得」とは、「制御能空間における機能はまったく等価なのである」という指摘は、極めて重要である。吉田（1981）237-238 ページ。
- 8) ここで注目すべきは、制御能の「客体」と「内容」とが、したがって所有の「客体」と「内容」とが区別されていることである。この点は極めて重要で、従来の所有に関する議論ではこの点での区別が曖昧であったために、分析力を欠いていたと考えられる。吉田（1981）219 ページ参照。
- 9) 「制御能の帰属」に関して、完全排他的帰属と完全非排他的帰属の事例としては、それぞれ所有権その他の物権と空気その他の自由財が挙げられる。加えて、入会権の事例を用いて、制御能客体すなわち入会山の管理処分権能が当該の入会団体に完全排他的に帰属する（1村入会の場合）のに対して、その利用権能は団体構成員の各自に不完全排他的（ないし不完全非排他的）に帰属することが説明されている。吉田（1981）222 ページ。注13)も参照。
- 10) 吉田の「所有構造の理論」は、もともと歴史主義的なマルクスの所有論をヴェーバー流の構成主義的方法によって再構成することで、「各種の自然言語および法律言語としての〈所有〉をすべて下位概念として包摂し、かつまたそれぞれの相違を的確に分節化するような上位概念」としての「科学的所権概念」を構成しようとするものである。吉田（1981）241 ページの注8)を参照。
- 11) さらに「客体に対する自律的な関係行為の可能性」である「制御能」に対して、「客体に対する他律的な関係行為の可能性」を「非所有」（賃労働者の生産手段に対する関係）、「客体とのかかわりが全く欠如する場合」すなわち「客体に対する関係行為の可能性の空集合」を「無所有」（失業者の生産手段に対する関係）、そして「非所有」と「無所有」を合わせて「不所有」と名づけ、「関係行為の可能性の集合」

付表2 「関係行為の可能性の集合」の諸形態



出所) 吉田（1981）227 ページ。

- は付表2のように整理される。なお、「脱所有」とは「完全非排他的に帰属する制御能」のことである。
- 12) 本節の議論は、主に吉田 (1981) の「9・6 制御能構造の理論」(228-244 ページ) を参考にした。併せて、吉田 (1978a) と吉田 (1978b) も参照されたい。
 - 13) また「入会権」もこの方のヴァリエーションのひとつである。つまり、R1、R2 は入会山、S1 は入会団体、V1 は管理処分権能、V2 は利用権能、そして S2 に S3、S4、・・・、Sn を加えて (非排他化して) 入会団体構成員とみなすのである。けれども、こうした「総有」的構造は前近代的遺制に限定されず、例えば「社会的共通資本をめぐる公的機関の排他的な管理権能と一般市民の非排他的な利用権能との対抗という、きわめて現代的な課題を提供している。」その意味での「総有の形態の復活」が指摘される。吉田 (1981) 233 ページ。
 - 14) 広義の分権的社会主義は、自主管理を除けば、この「第2種複合体制」(領域・局面・水準分割の内容分割型統合) に尽きているという。これに対して、現代資本主義的混合体制は「第1種複合体制」(客体分割型) と「第2種複合体制」(内容分割型) との混合であると規定される。なお、自主管理制度はつぎに扱う「第2次制御能構造」の特性を示す。吉田 (1981) 233-234 ページ。
 - 15) 中国の土地所有制度について、小田 (2002) と小田 (2004) は、中国の土地制度の歴史や土地改革の特徴・課題を包括的に扱った良書である。また、王・黄 (野村・小賀野監訳) (1996) は中国の土地所有制度の歴史・現状・課題についての基本的な情報を知る上で大変有益である。さらに、符 (2006) も所有権の主体・客体・内容について簡潔にまとめられている。本節でも、これらの文献から多くを参考にした。
 - 16) 注6) を参照されたい。
 - 17) 2007年に制定された中国物権法の特徴と課題については、星野・梁監修、田中・渠編 集 (2008) 所収の論文が大変参考になる。
 - 18) 本節においても、前節と同じように、小田 (2002)、小田 (2004)、王・黄 (1996)、および符 (2006) を参考にした。
 - 19) 新たな開発のための土地使用権の取得方法には「譲渡」(払下げ) と「割当」がある。都市インフラや軍用地などの用途に当てる土地使用権は使用期間は無期限で「割当」によるが、一般の住宅・商業・工業用地については通常は「譲渡」によって「国家土地使用権」(建設用地使用権) が取得される。譲渡の方法は、これまで多かった協議方式ではなく、入札・公売・公示による方法で価格競争を通して取得することになっている (実際には、協議方式が大半である)。他方、都市の郊外で新たな開発を行う場合には、農民集団所有である農業用地をいったん国家所有に移して建設用地へと転換した上で土地使用権の譲渡手続きを受けなければならない。
 - 20) 現代中国においては、土地制度の歪みから生まれた地方政府による過剰な土地開発やそれに依存しすぎた土地財政、大量の農業用地の徴収と失地農民、耕地面積の急激な減少など、土地と政治に関わる問題が多数発生している。こうした問題を「土地の政治」として取り上げ、エージェンシー理論の考え方をういて分析している任 (2012) は大変参考になる。
 - 21) 中国農村の土地所有制度の改革の現状と課題を知る上でも、小田 (2004) は大変有益である。ここでも多くを参考にした。
 - 22) 農地の流動化による農業近代化政策や農地の所有権・請負権・経営権への「三権分離」の制度など、近年の動きについては以下の文献を参考にした。関 (2008)、関 (2014a)、倪 (2012)、『BTMU (China) 経済週報』2015年1月5日第235期掲載の論文、および『のびゆく農業』No.2016 掲載の論文。
 - 23) 国有企業の改革の動向については、叙 (2008)、丸川 (2013)、および田中 (2013) を参考にしたが、とりわけ田中 (2013) の第8章「中国企業の複雑なガバナンス」と第9章「国有資産を守るということ」が参考になった。
 - 24) データはやや古いが、2008年の第2回工業センサスによると、中国の約500万社の企業のうち75%を占める私営企業 (私有制企業) は会社法対象外で、会社法が対象とする株式会社は、企業数で全体の15%にすぎないという。なお、私営企業についても、中国では土地は公有制であるので、私営企業

は土地の所有権ではなく、期限付きの土地所有権を有しているにすぎないことに留意する必要がある。田中（2013）137ページの注2）を参照。

- 25) 「機能的社会主義」(functional socialism) については、Adler-Karlsson (1967) 25 ページ (邦訳)、Adler-Karlsson (1970) p.37 を参照されたい。
- 26) この考え方の代表的なものとして、例えば Barzel (1997) が挙げられる。
- 27) 社会的制御能の分析枠組みにおいては、制御能の「内容」は「領域」・「局面」・「水準」の3つの視点から分割されているが、機能的社会主義や所有権アプローチにおいては、そこまで明示的には分節化はなされておらず、もっぱら「領域」の側面から所有権の機能が捉えられているといえることができる。
- 28) 注14) を参照。
- 29) 注1) を参照。
- 30) 関 (2014b) 192-193 ページを参照。
- 31) ここでの改革開放政策についての第一期、第二期、第三期の区分とその特徴については、小田 (2002) 62-63 ページを参考にした。
- 32) 土地所有権の存続期間については、国家土地所有権、集団土地所有権、および用途によって違いが存在する。国有地の所有権の存続年限は、居住用地が70年、工業用地が50年、商業用地が40年、学校その他が50年である。集団所有地の所有権の存続年限は、耕地が30年、草地在30～50年、そして林地が30～70年（場合によってはそれ以上）とされている。
- 33) 叙 (2008) は、国有企業を会社組織に転換するに当たって、地方政府が指導的な役割を担ったことや会社組織への転換後も所有関係のあるなしに関わらず、地方政府や技術指導や資金調達など、企業経営に大きな役割を果たしていることを指摘し、これを「ローカルな開発主義体制」と捉え、国家から独立した自発的・自立的秩序形成力を持たない中国社会においては、政府が企業経営に対して介入する余地を残しておく必要があることを強調している。この点については、叙 (2008) 172-174 ページを参照。

参考文献

- [1] Adler-Karlsson, G. (1967) *Functional Socialism: Swedish Theory for Democratic Socialism*, Bokforlaget Prisma [丸尾直美・永山泰彦訳『機能的社会主義—中道経済への道—』ダイヤモンド社、1974年].
- [2] Adler-Karlsson, G. (1970) *Reclaiming the Canadian Economy: A Swedish Approach through Functional Socialism*, House of Anansi Press Limited.
- [3] Barzel, J. (1997) *Economic Analysis of Property Rights, Second Edition*, Cambridge University Press [丹沢安治訳『財産権・所有権の経済分析』白桃書房、2003年].
- [4] Boumol, W. J., Litan, R. E. and Schramm, C. J. (2007) *Good Capitalism, Bad Capitalism, and The Economics of Growth and Prosperity*, Yale University Press.
- [5] 符衛民 (2006) 「中国の土地所有制度」千葉大学『社会文化科学研究』第12号.
- [6] 星野英一・梁慧星監修、田中信行・渠濤編集 (2008) 『中国物権法を考える』商事法務.
- [7] 叙春陽 (2008) 『中国所有権改革の研究』東信堂.
- [8] 関志雄 (2008) 『『第17期三中全会』の焦点となった農地の流動化』独立行政法人経済産業研究所 HP 『中国経済新論：実事求是』12月8日掲載.
- [9] 関志雄 (2014a) 「加速化する農村部における土地の流動化—本格化する信託制度の活用—」独立行政法人経済産業研究所 HP 『中国経済新論：実事求是』3月7日掲載.
- [10] 関志雄 (2014b) 「経済の行方—「二つの罫」を乗り越えられるか—」高原明生・丸川知雄・伊藤亜聖

編『社会人のための現代中国講義』所収、東京大学出版会。

- [11] Kornai, J. (1971) *Anti-Equilibrium*, North-Holland Publishing Company [岩城博司・淳子訳『反均衡の経済学』日本経済新聞社、1975年].
- [12] 丸川知雄 (2013) 「中国の国有企業—『問題』から『パワー』に転換したのか—」『JRI レビュー』Vol.3, No.4.
- [13] 倪鏡 (2012) 「中国における農地流動化の最新動向—江蘇省の農地株式合作社に着目して—」JC 総研『JC 総研レポート 2012 年秋』VOL.23.
- [14] 任哲 (2012) 『中国の土地政治：中央の政策と地方政府』勁草書房.
- [15] 小田美佐子 (2002) 『中国土地使用権と所有権』法律文化社.
- [16] 小田美佐子 (2004) 「中国における農村土地請負経営権の新たな展開—『農村土地請負法』制定を手がかりに—」『立命館法学』298号.
- [17] 王家福・黄明川 (野村好弘・小賀野晶一監訳) (1996) 『中国の土地法 (アジア法叢書 20)』成文堂.
- [18] 田中信行 (2013a) 『はじめての中国法』有斐閣.
- [19] 田中信行編 (2013b) 『入門中国法』弘文堂.
- [20] 吉田民人 (1978a) 「社会システム論における情報—資源処理パラダイムの構想」吉田民人編『社会科学への招待：社会学』日本評論社.
- [21] 吉田民人 (1978b) 「資本主義・社会主義パラダイムの終焉—所有論の再建を求めて—」『季刊創造の世界』第28号、小学館.
- [22] 吉田民人 (1981) 「所有構造の理論」安田三郎・塩原勉・富永健一・吉田民人編『基礎社会学第IV巻：社会構造』所収.
- [23] 「土地流動化と農業現代化」『のびゆく農業』No.2016、2014年3月31日発行、財団法人農政調査委員会.
- [24] 「中国の農村土地改革、所有権・請負権・経営権を分離、経営権を譲渡可能に～能農民の財産収入の増加が期待できる」『BTMU (China) 経済週報』2015年1月5日第235期.
- [25] 拙稿 (1987) 「所有権制度分析のための枠組み」『関西大学経済論集』第36巻第6号.
- [26] 拙稿 (1992) “Theory of Property at Present”, *Kansai University Review of Economics and Business*, Vol.20, No.2, pp.1-21.